

65才~74才 国保料 年金天引きは中止を

四月実施は四市のみ

四月から、七五歳以上の後期高齢者医療制度の実施による年金天引きがはじまります。国はこれに便乗して、六五歳から七四歳の国民健康保険料も四月の年金から天引きするとしています。

対象となるのは、世帯の国民健康保険加入者全員が六五歳以上七五歳未満で、年額一八万円以上の公的年金を受給している世帯です。

しかし、四月から年金天引きするのは、大阪府下で寝屋川市を含め、四市だけです(四月実施は柏原市・羽曳野市・河内長野市、大半が十月実施)。

普通徴収だったからこそ、おこなってきた保険料の「減免」や「一分納」の運用が後退するおそれがあります。

高齢者の生活に一切配慮せず、老後の唯一の生活の糧である年金からの一方的な天引きは、やめるべきです。

確定申告で 入院費が半額に

非課税世帯に 該当しませんか？

Aさんは、二月二日に脳梗塞で市内の病院に入院しました。病院から請求をうけた二月末までの医療費は、八万円を超えました。

Aさんは三人家族で娘さんは正社員で働いていて一六〇万円の年収です。奥さんはパートで八七万円、Aさんもここ二年ほど仕事が少なく一〇〇万円以下の収入でした。

病院の窓口で支払う医療費には、一ヶ月の限度額が決められてい

ます。Aさん一家は娘さんが住民税を払う課税世帯なので、一ヶ月の限度額は医療費だけで八万一〇〇円です(下表参照)。

ところが、Aさん一家は生計を一にしているので、娘さんが両親を扶養家族に入れて確定申告をやり直すと、住民税非課税世帯になります。

早速、〇六年分と〇七年分を確定申告しました。なんとか二月分の医療費の支払いに間

一部負担金が限度額を超えた場合

自己負担限度額(月額)		70歳未満の人
住民税課税世帯	上位所得者	150,000円 実際の医療費が500,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
	上位所得者以外の人	80,100円 実際の医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
住民税非課税世帯等		35,400円

※上位所得者とは保険料算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯の人です。所得の申告がない場合は上位所得者とみなされますので、ご注意ください。

議員日誌



中林 かずえ

五七歳の女性から住宅ローンの特別控除の相談がありました。控除額が減少する人は、税源移譲に伴う経過措置として〇八年度の住民税で控除できるからです。

事情を聞くと、同居の長女が体が悪くて一〇年くらい働いていないとのことでした。

また、若い時に離婚し一人子ども三人を育ててこられたとのことでした。

この方の場合、三二歳の長女の扶養控除(三八万円)と寡婦控除(二七万円)が、過去五年間にさかのぼって、適用されます。

住宅ローン控除の経過措置を申請しなくても、所得税は全額還付、住民税も均等割だけになりました。

扶養親族とは、生計を一にする六親等内の血族、三親等内の姻族をいいます。